

病床機能報告制度において報告される情報の公表のあり方等（案）

1．第 6 回検討会における議論

第 6 回検討会（平成 26 年 12 月 25 日）において、都道府県が情報を公表する上での基本的な事項として、事務局より以下の点をお示しし、合意いただいた。（以下の点にかかる主な意見は別紙 1（3 頁以降）のとおり）

- ・ 公表フォーマットを共通化し、地域医療構想と一体的に公表すること
- ・ 用語解説等の工夫をすること
- ・ 値の小さな項目は秘匿する等、個人情報への配慮をすること
- ・ ただし、調整会議の場では全ての値を利用可能とすること

また、具体的にどの項目を住民や患者に対して公表するかという点については、情報の集計作業がある程度進み、具体的な項目の報告状況をお示しした上で、改めて検討することとした。

2．報告されたデータの状況について

報告対象となる病院 7,420 施設、有床診療所 7,998 施設のうち、平成 26 年 12 月 26 日までに病院 7,212 施設(97.2%)、有床診療所 6,885 施設(86.1%)から報告がなされている。

医療機能や構造設備・人員配置等に関する項目については、調査票方式による報告としていたが、1 月 26 日までに、医療機能については約 8 割、構造設備・人員配置等については一部項目を除き約 7 割の医療機関のデータクリーニングが完了している。

具体的な医療の内容に関する項目については、NDB を活用して情報を収集しているが、さらに医療機関自身による再点検を求めており、1 月 26 日までに、約 8 割の医療機関が再点検を終えている。

3. 住民に対して公表しなければならない項目について

報告された情報は、住民や患者が、医療機関の機能を適切に理解して医療機関を選択していくことを促すために利用されるものであり、また、第6回検討会においては、医師が患者を適切な病床機能を持つ医療機関に紹介する機能が重要だという意見があった。

報告される項目は、住民や患者にとっては難解な項目も含まれるものの、医療機関の機能を適切に把握するために必要な項目として、病床機能情報の報告・提供の具体的なあり方に関する検討会（以下「病床機能報告検討会」という。）での議論を踏まえ選定されたものであり、出来るだけ偏りなく、多くの情報が公表されていることが望ましい。

一方、第6回検討会において、報告された情報は医療機関の個人情報に当たることから、それに応じた取扱いをすべきとの意見があった。

医療機関の個人情報に配慮しながらも、住民や患者、地域の医師による機能の把握に支障が出ないような公表範囲として、次のような対応を原則としてはどうか。

- ・ 構造設備や人員配置等に関する項目は、原則全てを公表
- ・ 具体的な医療の内容に関する項目は、原則大項目のレセプト件数のみ公表（ ）

手術件数のうちの臓器別件数、リハビリテーション件数のうちの疾患別件数等について、患者等の選択に資する観点から公表する。

上記の対応について、医療法に基づき都道府県知事が公表しなければならない項目は別紙2（5頁以降）のとおりとなる。

なお、公表に際しては、情報を分かりやすく加工して公表するとともに、用語等の解りやすい説明を付することが求められているため、本検討会でいただいたご意見を踏まえつつ、住民や患者等の協力を得て厚生労働省で対応し、更に、都道府県にも地域の実情に沿った対応を求めることとする。

報告されたデータの公表に関する第6回検討会での主な意見

なぜこれをやらなければいけないのか、大きな機能分化をやっていて、どういう医療ができるのか。その理念の説明をしないと住民は理解できないだろうと思うので、そういう丁寧な説明が必要。

症状から医療機関にたどり着けるといったシステムを作ってもらったことがあるが、わかりやすくということは、医療機関の機能がわかりやすいということであり、例えば構造設備だとか、そんなことではないと思う。

住民が自分でホームページを見て選んだからといって、患者さんの責任にしないことが大事。間違っただけで違うところに行っても、速やかに適切な病床機能を持つ病院に紹介する機能が一番大事なこと。

地域医療構想を策定するために全病院、有床診療所が報告するという法律の定めであり、義務として報告している。全ての情報を公表されるために報告しているわけではない。

調整会議が医療機関の経営だとか、患者さんの個人情報が出る場合は非公開、公開しなくてもいいという議論をした。その流れから言うと、報告した項目全てを公表すると、各医療機関の経営に重大な影響を与えるということもあり得る。医療機関の個人情報にも当たることも十分考えられるので、たてつけを慎重にやっていただきたい。

高校1年生ぐらいがきちんと読んで理解できる内容にする必要があるのではないか。どこかでどのレベルで書くんかということを中心に検討いただきたい。

個人情報への配慮のため1以上10未満の値を秘匿するという提案について、情報の項目によっては閾値を全部10にすることだけでなく、5という可能性というのも考えてはいかがか。

事実を公表すると同時に各病床機能がどういう役割を持って、そこに行ったらどんな夢があるのかということを書いていただきたい。回復期に行ってくださいと言うと、何でそんなところに追いやるんだ、と言われるので、一般の

人がその病棟に行っても夢が持てるような、生き生きとした人生が送れるんだ
ということを書いていただきたい。

山口構成員提出資料の概要

- ・ ホームページの構成の工夫
（トップページへのバナー掲載、情報の階層化）
- ・ ホームページの説明文の工夫
（住民・患者が読みやすい平易な文章、4機能について具体的で身近な病気での患者像、情報の使い方の例示、カテゴリ別の項目表示と読み方の解説、丁寧な用語解説。）
- ・ 公表の手段
（広範な媒体を活用した周知の工夫（県政だより、医療機関・保険者によるチラシ、テレビ・ラジオ、twitter、facebook、患者会ホームページ））

公表しなければならない項目の整理について(案)

(別紙2)

都道府県知事は、以下の項目について、医療機関ごとの情報を公表しなければならないものとする。

また、医療機能と病床の状況については、二次医療圏等の地域単位の情報も公表しなければならないものとする。

(注) 大項目に記載している項目であっても、レポートを活用し収集している項目については、算定件数以外の算定日数・算定回数は公表しなければならない項目に含まない。

医療機能	【大項目(公表しなければならない項目)】	【内訳項目】	対象		単位	
			病院	有床診	病棟	施設
現在の機能						
将来(6年後)の機能の予定						

【構造設備・人員配置等に関する項目】

・病床の状況

	【大項目(公表しなければならない項目)】	【内訳項目】	病院		有床診		病棟		施設	
一般病床	許可病床数									
	稼働病床数									
療養病床	許可病床数									
	うち医療療養病床数									
	稼働病床数									
	うち医療療養病床数									
上記のうち医療法上の経過措置に該当する病床数										

・診療科

	【大項目(公表しなければならない項目)】	【内訳項目】	病院		有床診		病棟		施設	
主とする診療科(複数ある場合、上位3つ)										

・職員数の状況

	【大項目(公表しなければならない項目)】	【内訳項目】	病院		有床診		病棟		施設	
看護師数(常勤・非常勤別)										
准看護師数(常勤・非常勤別)										
看護補助者数(常勤・非常勤別)										
助産師数(常勤・非常勤別)										
理学療法士数(常勤・非常勤別)										
作業療法士数(常勤・非常勤別)										
言語聴覚士数(常勤・非常勤別)										
薬剤師数(常勤・非常勤別)										
臨床工学技士数(常勤・非常勤別)										

・一般病床・療養病床で算定する入院基本料・特定入院料及び届出病床数

	【大項目(公表しなければならない項目)】	【内訳項目】	病院		有床診		病棟		施設	
算定する入院基本料・特定入院料										
	届出病床数									
	レポート件数							()		
病室単位の特定入院料										
	届出病床数									
	レポート件数							()		

・DPC群の種類

	【大項目(公表しなければならない項目)】	【内訳項目】	病院		有床診		病棟		施設	
DPC群の種類										

・在宅療養支援病院、在宅療養支援後方病院の届出状況

	【大項目(公表しなければならない項目)】	【内訳項目】	病院		有床診		病棟		施設	
在宅療養支援病院(診療所)の届出の有無										
在宅療養後方支援病院の届出の有無										

・往診、訪問診療の状況

		病院		有床診		病棟		施設	
往診を実施した患者延べ数								-	-
訪問診療を実施した患者延べ数								-	-

・看取りを行った患者数(在宅療養支援病院、在宅療養支援後方病院の届出を行っている病院と、全ての有床診療所が報告が必要な項目)

	【大項目(公表しなければならない項目)】	【内訳項目】	病院		有床診		病棟		施設	
直近1年間で在宅療養を担当した患者のうち、医療機関以外での看取り数(年間)										
	自宅での看取り数									
	自宅以外での看取り数									
直近1年間で在宅療養を担当した患者のうち、医療機関での看取り数(年間)										
	連携医療機関での看取り数									
	連携医療機関以外での看取り数									

・二次救急医療施設、救急告示病院の認定・告示の有無

	【大項目(公表しなければならない項目)】	【内訳項目】	病院		有床診		病棟		施設	
二次救急医療施設の認定の有無										
救急告示病院の告示の有無										

・医療機器の台数

		【大項目(公表しなければならない項目)】	【内訳項目】	病院	有床診	病棟	施設
CT	マルチスライス	64列以上					
		16列以上64列未満					
		16列未満					
		その他					
MRI		3T以上					
		1.5T以上3T未満					
		1.5T未満					
その他		血管連続撮影装置					
		SPECT					
		PET					
		PETCT					
		PETMRI					
		強度変調放射線治療器					
		遠隔操作式密封小線源治療装置					

・退院調整部門の設置状況

		【大項目(公表しなければならない項目)】	【内訳項目】	病院	有床診	病棟	施設
		退院調整部門の有無					
退院調整部門に勤務する人数		医師(専従・選任別)					
		看護職員(専従・選任別)					
		MSW(専従・選任別)					
		MSWのうち社会福祉士(専従・選任別)					
		事務員(専従・選任別)					
		その他(専従・選任別)					

・有床診療所の多様な機能

		【大項目(公表しなければならない項目)】	【内訳項目】	病院	有床診	病棟	施設
		有床診療所の病床の役割				-	-

・入院患者数の状況

		【大項目(公表しなければならない項目)】	【内訳項目】	病院	有床診	病棟	施設		
年間		新規入棟患者数(年間)							
		入棟前の場所別	予定入院の患者・院内の他病棟からの転棟患者						
			救急医療入院の予定外入院の患者						
			救急医療入院以外の予定外入院の患者						
			急変による入院患者					-	-
			他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入割合					-	-
		在棟患者延べ数(年間)							
退棟患者数(年間)									

・入院患者数の状況(入院前の場所・退院先の場所別)

		【大項目(公表しなければならない項目)】	【内訳項目】	病院	有床診	病棟	施設
1ヶ月間	新規入棟患者数(1ヶ月間)	入棟前の場所別	院内の他病棟からの転棟				
			家庭からの入院				
			他の病院、診療所からの転院				
			介護施設、福祉施設からの入院				
			院内の出生				
			その他				
	退棟(退院)患者数(1ヶ月間)	退棟先の場所別	院内の他病棟へ転棟				
			家庭へ退院				
			他の病院、診療所へ転院				
			介護老人保健施設に入所				
介護老人福祉施設に入所 社会福祉施設・有料老人ホーム等に入所							
死亡退院等 その他							

・退院後に在宅医療を必要とする患者の状況

		【大項目(公表しなければならない項目)】	【内訳項目】	病院	有床診	病棟	施設
		退棟(退院)した患者数(1ヶ月間)					
		退院後1か月以内に自院が在宅医療を提供する予定の患者数					
		退院後1か月以内に他施設が在宅医療を提供する予定の患者数					
		退院後1か月以内に在宅医療を必要としない患者数(死亡退院含む)					
		退院後1か月以内に在宅医療の実施予定が不明の患者数					

【具体的な医療の内容】

・幅広い手術の実施状況

【大項目(公表しなければならない項目)】		【内訳項目】		病院	有床診	病棟	施設
手術総数							
臓器別の状況	皮膚・皮下組織						
	筋骨格系・四肢・体幹						
	神経系・頭蓋						
	眼						
	耳鼻咽喉						
	顔面・口腔・頸部						
	胸部						
	心・脈管						
	腹部						
	尿路系・副腎						
性器							
全身麻酔の手術件数							
臓器別の状況	皮膚・皮下組織						
	筋骨格系・四肢・体幹						
	神経系・頭蓋						
	眼						
	耳鼻咽喉						
	顔面・口腔・頸部						
	胸部						
	心・脈管						
	腹部						
	尿路系・副腎						
性器							
胸腔鏡下手術							
腹腔鏡下手術							
内視鏡手術用支援機器加算							

・がん、脳卒中、心筋梗塞等への治療状況

【大項目(公表しなければならない項目)】		【内訳項目】		病院	有床診	病棟	施設
悪性腫瘍手術							
病理組織標本作製							
術中迅速病理組織標本作製							
放射線治療							
放射線治療管理料		1門照射、対向2門照射又は外部照射を行った場合					
		非対向2門照射、3門照射又は腔内照射を行った場合					
		4門以上の照射、運動照射、原対照射又は組織内照射を行った場合					
		強度変調放射線治療(IMRT)による体外照射を行った場合					
放射性同位元素内用療法管理料		甲状腺癌に対するもの					
		甲状腺機能亢進症に対するもの					
		固形癌骨転移による疼痛に対するもの					
		B細胞性非ホジキンリンパ腫に対するもの					
体外照射	エックス線表在治療	1回目					
		2回目					
	高エネルギー放射線治療	1回目	1門照射又は対向2門照射を行った場合				
			非対向2門照射又は3門照射を行った場合				
		2回目	4門以上の照射、運動照射又は原体照射を行った場合				
			1門照射又は対向2門照射を行った場合				
強度変調放射線治療(IMRT)	1回目	非対向2門照射又は3門照射を行った場合					
	2回目	4門以上の照射、運動照射又は原体照射を行った場合					
ガンマナイフによる定位放射線治療							
直線加速器による放射線治療(一連につき)		定位放射線治療の場合					
		定位放射線治療以外の場合					
全身照射(一連につき)							
電磁波温熱療法(一連につき)		深在性悪性腫瘍に対するもの					
		浅在性悪性腫瘍に対するもの					
密封小線源治療(一連につき)	外部照射						
	腔内照射	高線量率イリジウム照射を行った場合又は新型コバルト小線源治療装置を用いた場合					
		その他の場合					
	組織内照射	前立腺癌に対する永久挿入療法					
		高線量率イリジウム照射を行った場合又は新型コバルト小線源治療装置を用いた場合					
放射線粒子照射(本数に関係なく)		その他の場合					
化学療法							
がん患者指導管理料1及び2		がん患者指導管理料1					
		がん患者指導管理料2					
抗悪性腫瘍剤局所持続注入							
肝動脈塞栓を伴う抗悪性腫瘍剤肝動脈内注入							

【大項目(公表しなければならない項目)】	【内訳項目】	病院	有床診	病棟	施設
分娩件数(正常分娩、帝王切開を含む、死産を除く)					
超急性期脳卒中加算					
脳血管内手術	脳血管内手術 1箇所 脳血管内手術 2箇所以上 脳血管内ステントを用いるもの 経皮的脳血管形成術 経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術 経皮的脳血栓回収術				
経皮的冠動脈形成術	経皮的冠動脈形成術(急性心筋梗塞) 経皮的冠動脈形成術(不安定狭心症) 経皮的冠動脈形成術(その他) 経皮的冠動脈形成術(高速回転式経皮経管アテクトミーカテーテル) 経皮的冠動脈形成術(エキシマレーザー血管形成用カテーテル) 経皮的冠動脈ステント留置術(急性心筋梗塞) 経皮的冠動脈ステント留置術(不安定狭心症) 経皮的冠動脈ステント留置術(その他) 冠動脈内血栓溶解療法 経皮的冠動脈血栓吸引術				
入院精神療法()					
精神科リエゾンチーム加算					

重症患者への対応状況

【大項目(公表しなければならない項目)】	【内訳項目】	病院	有床診	病棟	施設
ハイリスク分娩管理加算					
ハイリスク妊産婦共同管理料()					
救急搬送診療料					
観血的肺動脈圧測定	1時間以内又は1時間につき 2時間を超えた場合				
持続緩徐式血液濾過					
大動脈バルーンパンピング法	初日 2日目以降				
経皮的心肺補助法	初日 2日目以降				
補助人工心臓・植込型補助人工心臓	補助人工心臓 初日 2日目以降30日まで 31日目以降 植込型補助人工心臓 (拍動流型) 初日 2日目以降30日まで 31日目以降90日まで 91日目以降 植込型補助人工心臓 (非拍動流型) 初日 2日目以降30日まで 31日目以降90日まで 91日目以降				
頭蓋内圧持続測定(3時間を超えた場合)					
人工心臓	初日 2日目以降				
血漿交換療法					
吸着式血液浄化法					
血球成分除去療法					
一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の評価に用いた評価票の種類					
重症度、医療・看護必要度の評価において、A得点2点以上、B得点3点以上の患者割合					
A得点2点以上の患者割合					
B得点3点以上の患者割合					

・救急医療の実施状況

【大項目(公表しなければならない項目)】	【内訳項目】	病院	有床診	病棟	施設
院内トリアージ実施料					
休日夜間救急搬送医学管理料					
精神科疾患患者等受入加算					
救急医療管理加算1及び2	救急医療管理加算1 救急医療管理加算2				
在宅患者緊急入院診療加算	在宅療養支援病院等の場合 連携医療機関である場合(上記を除く) 上記以外の場合				
救急搬送患者地域連携紹介加算					
地域連携診療計画管理料					
救命のための気管内挿管					
体表面ベーシング法又は食道ベーシング法					
非開胸的心マッサージ	30分までの場合 30分を超えた場合				
カウンターショック	非医療従事者向け自動除細動器を用いた場合 その他の場合				
心膜穿刺					
食道圧迫止血チューブ挿入法					
休日に受診した患者延べ数					
うち診察後直ちに入院となった患者延べ数					
夜間に受診した患者延べ数					
うち診察後直ちに入院となった患者延べ数					
救急車の受入件数					

・急性期後の支援、在宅復帰の支援の状況

【大項目(公表しなければならない項目)】	【内訳項目】	病院	有床診	病棟	施設
退院調整加算1(一般病棟入院基本料等)	14日以内の期間 15日以上30日以内の期間 31日以上90日以内の期間				
退院調整加算2(療養病棟入院基本料等)	30日以内の期間 31日以上90日以内の期間 91日以上120日以内の期間 121日以上90日以内の期間				
救急・在宅等支援(療養)病床初期加算及び有床診療所一般病床初期加算	一般病棟入院基本料 地域包括ケア病棟入院料 特定一般病棟入院料 有床診療所入院基本料 療養病棟入院基本料 有床診療所療養病床入院基本料				
救急搬送患者地域連携受入加算					
地域連携診療計画退院時指導料()					
退院時共同指導料2					
介護支援連携指導料					
退院時リハビリテーション指導料					
退院前訪問指導料					

・全身管理の状況

【大項目(公表しなければならない項目)】	【内訳項目】	病院	有床診	病棟	施設
中心静脈注射					
呼吸心拍監視	1時間以内又は1時間につき 3時間を超えた場合				
酸素吸入	7日以内の場合 7日を超え14日以内の場合 14日を超えた場合				
観血的動脈圧測定(1時間を超えた場合)					
ドレーン法、胸腔若しくは腹腔洗浄	ドレーン法(ドレナージ) 持続的吸引を行うもの その他のもの 胸腔穿刺(洗浄、注入及び排液を含む) 腹腔穿刺(洗浄、注入及び排液を含む)				
人工呼吸(5時間を超えた場合)					
人工腎臓、腹膜灌流	人工腎臓 慢性維持透析を行った場合 4時間未満の場合 4時間以上5時間未満の場合 5時間以上の場合 慢性維持透析濾過(複雑なもの)を行った場合 その他の場合 腹膜灌流 連続携行式腹膜灌流 その他の腹膜灌流				
経管栄養カテーテル交換法					

・疾患に応じたリハビリテーション・早期からのリハビリテーションの実施状況

【大項目(公表しなければならない項目)】	【内訳項目】	病院	有床診	病棟	施設
疾患別リハビリテーション料					
心大血管疾患リハビリテーション料	心大血管疾患リハビリテーション料() 心大血管疾患リハビリテーション料()				
脳血管疾患等リハビリテーション料	脳血管疾患等リハビリテーション料() 廃用症候群以外の場合				
	脳血管疾患等リハビリテーション料() 廃用症候群の場合				
	脳血管疾患等リハビリテーション料() 廃用症候群以外の場合				
	脳血管疾患等リハビリテーション料() 廃用症候群の場合				
運動器リハビリテーション料	運動器リハビリテーション料()				
	運動器リハビリテーション料()				
	運動器リハビリテーション料()				
呼吸器リハビリテーション料	呼吸器リハビリテーション料() 呼吸器リハビリテーション料()				
難病患者リハビリテーション料					
障害児(者)リハビリテーション料	6歳未満の患者の場合				
	6歳以上18歳未満の患者の場合				
	18歳以上の患者の場合				
がん患者リハビリテーション料					
認知症患者リハビリテーション料					
早期リハビリテーション加算(リハビリテーション料)					
初期加算(リハビリテーション料)					
摂食機能療法					
リハビリテーション充実加算(回復期リハビリテーション病棟入院料)					
体制強化加算(回復期リハビリテーション病棟入院料)					
休日リハビリテーション提供体制加算(回復期リハビリテーション病棟入院料)					
入院時訪問指導加算(リハビリテーション総合計画評価料)					
リハビリテーションを要する状態にある患者の割合					
平均リハ単位数(1患者1日当たり)					
過去1年間の総退棟患者数					
うち入院時の日常生活機能評価が10点以上の患者数					
うち退棟時の日常生活機能評価が、入院時に比較して4点以上()改善していた患者数					
回復期リハビリテーション病棟入院料2または3の場合は3点以上					

・長期療養患者の受入状況

【大項目(公表しなければならない項目)】	【内訳項目】	病院	有床診	病棟	施設
療養病棟入院基本料1.2(A-I)					
褥瘡評価実施加算(療養病棟入院基本料、有床診療所療養病棟入院基本料)					
重度褥瘡処置					
重症皮膚潰瘍管理加算					

・重度の障害児等の受入状況

【大項目(公表しなければならない項目)】	【内訳項目】	病院	有床診	病棟	施設
難病等特別入院診療加算					
特殊疾患入院施設管理加算					
超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算					
強度行動障害入院医療管理加算					
難病患者リハ、障害児(者)リハ(再掲)					